

# 市税・国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

市税は、医療・福祉・教育など、住みよいまちづくりに使われる大切な財源です。納期限を過ぎても納付がない場合には、20日以内に督促状を発送します。その後も納付がない場合には、催告書を発送し、自主的な納付をお願いしますが、失業や病気などのやむを得ない事情により、税金を納めることができない場合は相談してください。

税務課管理収納係 ☎(25) 1132

## 10月に催告書を発送します

10月上旬に催告書を発送します。送付対象となるかたは、平成31(令和元)年度の市税に滞納があり、督促状を発送してもなお、納付の確認ができないかたです。催告書が届いたかたは内容を確認のうえ、早急に納付してください。

## もったいないです！延滞金

納期限を過ぎて市税等を納付した場合には、「延滞金」を納めていただく場合があります。延滞金は、納期限までに納めていただければ、本来負担いただく必要のないものですので、納期内納付をお願いします。

## 滞納処分とは

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその市税等の納付がないときは、やむを得ず、財産調査、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。

## 納付書をなくしてしまったときは？

納付書をお持ちでなくても、税務課・各連絡所で納付することができます。納付書の再発行を希望するかたは、税務課にて再発行します。郵送にも対応していますので連絡してください。

## 夜間の相談も可能です

開庁時間に来庁できないかたのために、市民文化会館2階・税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。

### 〔夜間納税相談窓口〕

午後5時15分～9時※要予約  
希望するかたは、管理収納係へ事前に連絡してください。

## 財産調査とは？

勤務先や取引先、金融機関、生命保険会社などに対して調査を行うことです。

## 差し押さえとは？

給与・年金・預貯金・生命保険・不動産などの財産を差し押さえることです。

## 市税とは？

市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税などです。



## 市税は次の場所で納付できます

- ・鳥羽市役所税務課 (市民文化会館2階)
- ・各連絡所
- ・コンビニエンスストア (一部店舗を除く)
- ・取扱金融機関
- 百五銀行、第二銀行
- 中京銀行、三重銀行
- 桑名三重信用金庫
- 東海労働金庫
- 伊勢農業協同組合
- 三重県信用漁業協同組合連合会
- ゆつちよ銀行・郵便局
- (三重・愛知・岐阜・静岡)

## 自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます

税務課市民税係 ☎(25)1134

10月1日より、「自動車取得税」が廃止され、新たに「環境性能割」が導入されます。環境性能割は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税されるものです。

また、これまでの「軽自動車税」が「軽自動車税(種別割)」に名称変更します。※税率などに変更はありません。

9月末まで		10月以降	
自動車取得税		環境性能割	
登録車	3%	登録車	0~3%
軽自動車	2%	軽自動車	0~2%

燃費性能などに応じた課税へ変更

燃費性能などがいい車ほど税率が軽減!

**特例** 10月1日~令和2年9月30日までの1年間は、取得時の負担感を緩和するため、自家用乗用車の環境性能割の税率1%分が軽減されます。

※自動車取得税の廃止に伴い、自動車取得税の「エコカー減税」は、9月30日までの適用となります。